

警察からの提供された情報の活用

資料3-4



①押収した名簿



消費者安全確保地域協議会



②名簿情報提供の要請

③名簿情報の提供



野洲市消費生活センター
(地域協議会事務局)

《消費者安全法第11条の4第3項》
(協議会の事務等)

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。